

質疑・回答書

告示番号	件 名	豊中市立二ノ切温水プール改築植栽工事
No	質疑事項	回 答
1	積算基準は公共建築工事積算基準及び公共建築工事標準単価積算基準を用いていると判断していいのですか。	積算基準は、国土交通省大臣官房官庁営繕部公共建築工事積算基準及び建築数量積算基準によります。
2	経費の工種区分は新営建築工事と考えて計算されているのですか。	共通費(共通仮設費率、現場管理費率)の経費区分は新営建築工事です。
3	経費の工種区分はその他工事(建築工事:造園)と考えて計算されているのですか。	下請経費及び小器材の損耗費等経費の工種区分はその他工事(建築工事:植栽)です。
4	樹木について、建設物価等の資料に掲載されていない規格の樹木もありますので、見積にて積算されているとの判断でいいのですか。 同じ規格の樹木が調達できない場合、高さを重視するか、幹周りを重視するか、どちらが優先されますか。	建設物価等の資料に掲載されていない規格の樹木は、公共建築工事積算基準に基づき、専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定しております。 同じ規格の樹木が調達できない場合は幹周りを優先とします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp